

国民健康保険税率等の 改定について

国立市
健康福祉部健康増進課国民健康保険係

〒186-8501

国立市富士見台2-47-1

:042-576-2111(代表)内線121・122

E-mail:sec_kenkozoin@city.kunitachi.tokyo.jp

改定に至る経緯

背景

全国的に高齢化が進行し、医療費も増大の一途をたどっています。
国立市も例外ではなく、高齢化の進行や医療の高度化により医療費は近年大きく増加しています。
また、国民健康保険から支払われている後期高齢者医療制度(75歳以上の人加入する医療保険制度)への支援金や、介護保険制度への納付金も増加を続けており、国民健康保険会計は大変厳しい財政運営が続いています。

保険税増加の要因

保険給付費(医療費)の急激な伸び

保険給付費の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (決算見込み)
4,388,284	4,601,361	4,639,481	4,605,164	4,703,273	4,978,178

単位:千円

決算見込みは諮問時のもの

平成26年度から平成27年度決算見込み比で5.8%(約2億7千万円)の伸び

平成22年度から平成27年度までの伸びは、年あたりに換算すると年2.6%の増

詳細な増要因は今後分析を行っていく予定です。医療費は1人あたり受診件数(受診率)、1件あたり日数(1回の病気につき何回病院等にかかるか)、1日あたり診療費の3つを掛け合わせて算出することができます。このうち受診率と1件あたり日数については平成20年以降大きな伸びは見られていませんが、1日あたり診療費(特に入院にかかる費用)が大きく伸びています。

被保険者数は減少傾向にある中でも医療費が増となっているのは、高度で高額な新しい医療・新薬の登場や、医療費が高額になりがちな生活習慣病に起因する疾病が増傾向にあることが原因であると考えられます。

保険給付費の増加に伴う赤字繰入金の増

赤字繰入金とは

国民健康保険は、市の通常の会計(一般会計)とは異なり、独立採算を原則とする特別会計として運営されています。医療費等の支出は、国・都の支出金等の公費、市の一般会計からの法定内繰入金等の収入を充て、不足部分は保険税で賄うことが原則です。しかし、現在の保険税率による収入では不足部分を補いきれないため、保険税を充ててもなお収入が不足する部分については一般会計から法定外の繰入れを行っており、この繰入を赤字繰入金としています。

赤字繰入金額の推移

					(単位:千円)
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (決算見込み)
845,493	869,580	777,354	658,067	735,871	1,103,762

決算見込みは諮問時のもの

赤字繰入金増加の要因

赤字繰入金の決算額を見ると、平成26年度までは一定程度の水準にありました。特に、平成25年度に税率改定を行ったこと、被保険者の課税所得が増加し保険税収が増傾向にあったこともあり、赤字繰入額は相対的に小さくなりました。

平成27年度は被保険者数が大幅に減少したことにより保険税収が大きく減となっています。一方で医療費は大幅に増っており、被保険者1人あたりの収入と支出のバランスは大きく偏りが生じています。

医療費の増傾向は一過性のものとは見受けられないため、今後も保険税収減・医療費増の傾向が続くと考えられます。その場合、赤字繰入額も増加していくこととなり、市の財政を圧迫することとなります。

諮問時における国民健康保険決算額の見込み

	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)
歳入	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)	歳入額 (千円)
国民健康 保険税(1)	1,538,420	1,523,036	1,507,806	1,492,728
国庫支出金 (2)	1,558,151	1,590,011	1,622,508	1,655,656
療養給付費等 交付金(3)	270,952	270,952	270,952	270,952
前期高齢者 交付金(3)	1,359,356	1,359,356	1,359,356	1,359,356
都支出金 (2)	550,490	559,450	568,590	577,913
共同事業 交付金(3)	2,011,097	2,011,097	2,011,097	2,011,097
繰入金(A+B)	1,439,523	1,505,351	1,588,798	1,656,691
うち法定内A(5)	(335,761)	(327,461)	(335,761)	(327,461)
うち法定外(赤字)B	(1,103,762)	(1,177,890)	(1,253,037)	(1,329,230)
繰越金(4)	0	0	0	0
諸収入	10,167	10,167	10,167	10,167
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

- 1 国保税は、被保険者数の減等により年-1%の伸びを見込む。
- 2 国・都の支出金は、保険給付費等の定率分としてそれぞれ32%と9%で計上。
- 3 補助金等は変動が見込めないため、平成27年度当初の数値で見込む。
- 4 繰越金は0円とする。
- 5 法定内繰入金は、基盤安定繰入金の増加分(40,000千円)を含む。

	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)
歳出	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)	歳出額 (千円)
総務費(6)	99,389	91,089	99,389	91,089
保険給付費 (7・8・10)	4,978,178	5,077,742	5,179,296	5,282,882
後期高齢者 支援金等(9)	1,041,793	1,041,793	1,041,793	1,041,793
前期高齢者 納付金(9)	617	617	617	617
老人保険 拠出金(9)	38	38	38	38
介護納付金 (9)	448,405	448,405	448,405	448,405
共同事業 拠出金(9)	2,011,404	2,011,404	2,011,404	2,011,404
保健事業費	95,911	95,911	95,911	95,911
諸支出金	62,421	62,421	62,421	62,421
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

現状の伸びでは、平成30年度には約53億円に達する見込み。

平成30年度には、法定外(赤字)繰入金は13億3千万円に達する見込み。

- 6 総務費は平成27年度・平成29年度は8,300千円を増額する。(保険証更新分)
- 7 平成27年度の保険給付費見込みは平成27年9月末までの実績を元に算出した。
- 8 保険給付費は、直近5カ年の伸び率から、平均2%の伸びを見込んだ。
- 9 拠出金等は変動が見込めないため、平成27年度の数値で見込む。
- 10 診療報酬改定・平成30年度の広域化は算定に含んでいない。

今回の改定内容

(1) 平成27年度

	所得割	均等割	賦課限度額
医療分	4.6%	18,500円	510,000円
後期高齢者支援分	1.2%	7,600円	140,000円
介護分	1.15%	9,000円	120,000円

(2) 平成28年度



	所得割	均等割	賦課限度額
医療分	5.5%	20,000円	520,000円
後期高齢者支援分	1.8%	10,000円	170,000円
介護分	1.85%	11,000円	160,000円

(3) 平成28年度と平成27年度の差

	所得割	均等割	賦課限度額
医療分	0.9%	1,500円	10,000円
後期高齢者支援分	0.6%	2,400円	30,000円
介護分	0.7%	2,000円	40,000円

国民健康保険税算出方法について

国立市の国民健康保険税の内容は、75歳以上の後期高齢者医療に係る費用を負担するための「後期高齢者支援分」、介護保険に係る費用を負担するための「介護分」、そして国民健康保険事業のための費用に充てる「医療分」に分かれています。

それぞれの内容に対し、前年度の所得に応じて賦課される「所得割」と、加入者1人1人に対して定額で賦課される「均等割」の二つの方法で保険税額を決定します。

「所得割」は負担能力に応じた応能割、「均等割」は医療を受けられる利益に対する応益割と見ることができます。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳以上)
所得割(前年中の所得に応じて計算)	5.5%	1.8%	1.85%
均等割(国保加入者1人につき)	20,000円	10,000円	11,000円
賦課限度額(上限年税額)	520,000円	170,000円	160,000円

収入

-

必要経費

=

所得

所得

-

基礎控除
33万円

×

税率

=

所得割

国民健康保険税
(年税額)

=

均等割

+

所得割

| 応益割 |

| 応能割 |

国民健康保険税の軽減について

所得が低い方に対する保険税の軽減

均等割を7割軽減

前年中の世帯所得が33万円以下

均等割を5割軽減

前年中の世帯所得が33万円+(世帯内の被保険者数×26万5千円)以下

均等割を2割軽減

前年中の世帯所得が33万円+(世帯内被保険者の数×48万円)以下

非自発的失業者に対する保険税の軽減

非自発的失業とは・・・会社の倒産や会社都合による退職などの理由で失業すること。

雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが

特定受給資格者離職理由コード:11,12,21,22,31,32

特定理由離職者離職理由コード:23,33,34

のいずれかに該当し、失業時点で65歳未満である方が対象。

申請により、前年の給与所得金額を30/100として保険税を算定します。

国民健康保険税の減免について

災害、生活困窮など特別な事情による保険税の減免

災害(火災、震災等)により資産に重大な損害を受けた場合、または収入が皆無または著しく減少し、生活困窮の状態にあると認められた場合で、資産・能力・その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、保険税の支払いが著しく困難と認められる場合には、申請により保険税が減免される場合があります。

減免が適用されるのは、既に賦課決定がなされており、かつ納期が未到来の部分です。既に納期を過ぎ、未納となっている部分については原則として減免は適用されません。

また、住居の全壊及び生活保護受給開始以外の理由による減免は所得割のみが対象となります。

減免理由	減免対象	減免内容
住居の全壊等	保険税総額	100%減免
住居の半壊等一部被害	保険税のうち所得割額	被害の程度に応じて50%～80%
生活困窮	保険税のうち所得割額	生活保護基準比に応じて60%～100%
生活保護受給開始	納期未到来分の保険税総額	100%減免

一部負担金(病院等での窓口負担)の減免について

病院等の窓口で支払う一部負担金についても、支払いが著しく困難となった場合は支払いの減免や猶予を行う制度があります。

震災等の災害により、試算の重大な損害等が生じたとき
干ばつ等による不作や事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき 等

上記に該当する被保険者の方については、減免を申請していただくことにより、収入額、預金額等の審査を経て、要件を満たしていることが確認された場合は認定日以降の一部負担金が減免されます。

無料低額診療事業について

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。国民健康保険に限らず、保険加入の有無や国籍を問わず利用できます。

利用を希望される方は、市役所ふくふく窓口へご相談ください。生活状況や病状の聞き取りを行った上で、無料低額診療を行っている医療機関に利用の確認を行います。

受診できるのは無料低額診療事業を実施している病院のみとなります。詳しくは市役所ふくふく窓口までお問い合わせください。